

公益財団法人沖縄市育英会報酬及び費用弁償規則

(主旨)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄市育英会（以下「本法人」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 業務執行理事の月額報酬は、100,000円とする。

2 業務執行理事が月の途中でその職に就き、又はその職を離れた場合は、就任している日の属する週の分を按分して支給する。

3 業務執行理事の月額報酬は、翌月の1日に支給する。ただし、その支給日が、祝日、日曜日又は金・土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い祝日、日曜日又は金・土曜日でない日を支給日とする。なお、3月分の支給日は、31日又は前述のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が会議等に出席した場合、費用弁償を支給する。ただし、業務執行理事には支給しない。

2 前項の規定により支給する額は、日額3,000円とする。

(委任)

第4条 この規則を改廃しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

2 この規則に定めるものの他、本法人の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(公財)沖縄市育英会報酬及び費用弁償規則の一部改正について

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>(報酬) 第2条 業務執行理事の月額報酬は、 <u>80,000円</u>とする。</p> <p>(委任) 第4条 この規則を改廃しようとする ときは、<u>理事会</u>の議決を得なければ ならない。</p>	<p>(報酬) 第2条 業務執行理事の月額報酬は、 <u>100,000円</u>とする。</p> <p>(委任) 第4条 この規則を改廃しようとする ときは、<u>評議員会</u>の議決を得なければ ならない。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

改正理由

- (1) 第2条関係
現在、週2日の出勤日を週3日に改め、繁忙の事務局業務を補完する。
- (2) 第4条関係
定款第15条第1項第2号(評議員会の権限)により、理事の報酬等の改正については、評議員会の決議を要する。